

一般募金の配分審査に係る運用指針

共同募金の配分については、三重県共同募金会配分要綱及び配分実施要領（広域福祉活動支援事業、先進的モデル事業、地域福祉活動支援事業）によるほか本運用指針の定めるところによる。

1 欠格条件について

(1) 国、地方公共団体の補助を受けた団体の取扱い

補助内容や補助額などを総合的に勘案して配分申請の可否を決定する。

〔具体的基準〕

○配分事業に占める補助率及び補助額の割合（補助率及び補助額の上限）

・配分事業の補助率は10%以内まで認める。ただし、補助額の上限は10万円とする。

・配分事業への補助額は10万円まで認める。

○配分事業への補助金の経費充当先が限定されている場合

・補助金が充当されない経費への配分は認める。

(2) 経営上余裕のある団体の取扱い

申請団体の収入内容、事業内容等を総合的に勘案して配分申請の可否を決定する。

〔具体的基準〕

○団体の収入内容

・団体の収入が会費、寄付金（50%超）を主とするものは認める。

但し、年間事業費を超える場合はこの限りでない。年間事業費は直近年度または、新年度の事業予算を基に判断する。（令和3年度配分委員会）

○剰余金の目的

・団体の規約や法的に義務付けられているものは除外する。

○繰越金

・繰越金額は4か月未満までは認める。（令和3年度配分委員会）

・繰越金は年間事業費から委託費を除外したものを基に判断する。（令和3年度配分委員会）

2 用途制限について

会報・機関誌、飲食費、旅費、その他（記念品など個人への支給に係るもの）については配分対象としない。但し、申請団体の配分申請事業を総合的に勘案して例外的な取り扱いをすることができる。

〔具体的基準〕

（1）会報・機関誌

（配布対象）

- ・会員への配布を主な目的とする場合、増刷して県民等へ配布するものであっても対象外とする。

（名 称）

- ・会報・機関誌という名称を用いなくても、会員への配布を主な目的とするものは対象外とする。

（2）飲食費

（対象者）

- ・配分事業に係る講師等の申請団体に関係のない外部の者への食事、飲み物は認める。

基準：食事1，000円以下、飲み物500円以下

- ・外部の者を招待するものであっても飲食等施設での経費は認めない。

（事業内容）

- ・事業内容に直接、関わる経費として県民の理解が得られるものは認める。

（配分委員会決定事項）

【対 象】

- 事業に必要な食材費（令和元年度配分委員会）
- 非常食体験に係る試食（令和3年度配分委員会）

（3）旅費

（対象者）

- ・配分事業に係る講師等の申請団体に関係のない外部の者は認める。

旅費の基準は三重県共同募金会旅費規程による。

(事業内容)

- ・事業内容に直接、関わる経費として県民の理解が得られるものは認める。

【対象】

- ボランティア等事業協力者の旅費（令和元年度配分委員会）
- 事業の実施に伴う宿泊費（令和元年度配分委員会）

【対象外】

- 研修会における会員の旅費（令和元年度配分委員会）
- 視察経費（令和2年度配分委員会）

(4) その他（記念品など個人への支給に係る）

(対象外経費)

- ・個人への支給品、記念品等
- ・テーマパークの他、各種娯楽に関わる入場券等
- ・レクリエーション経費（苺狩り、葡萄狩り等）

【対象】

- 事業実施に伴い人材派遣等が必要な経費（令和元年度配分委員会）
- ホームページの開設経費（令和元年度配分委員会）
※ホームページに共同募金活用事業であることを掲載すること。
- 事業（リモート実施）に係るパソコン・タブレット（令和2年度配分委員会）
- 事業実施（リモート開催）の通信設備借上げ費用（令和2年度配分委員会）

【対象外】

- ホームページ更新に要する経費（令和元年度配分委員会）
- ホームページの機能強化経費（令和2年度配分委員会）
- ZOOM契約料は団体運営経費（令和3年度配分委員会）

3 物件の取扱いについて

(1) 備品購入

- ①備品申請の場合、借用が可能なものは対象としない。

②個人の利用または個人的な利益につながる可能性が高いものは対象としない。

③ソフト事業における備品購入の基準（令和3年度配分委員会）

（備品経費の割合）

申請内容に占める備品購入経費は配分事業の40%以内、または、20万円以内の低い額とする。

（対象外備品）

団体の業務運営において通常必要とされる備品は対象外とする。

例) 事務汎用機（パソコン、コピー機等） 電化製品（テレビ、ビデオ等）

4 その他の取扱いについて

（1）申請区分と事業内容

○申請区分（ソフト事業）において事業費全額を備品購入とする場合は認めない。（令和2年度配分委員会）

5 連年配分の制限について

同一の団体等への連年配分は、原則として3年間とする。但し、令和元年度配分申請時に既に3年を経過している団体は次の場合に限り、連年配分を認めるものとする。

（1）例外の取扱い

①申請事業に新規性が認められ、県民の共感が得られる事業内容については連年配分を認める。但し、新規事業についても3年間を限度とする。

○経過措置として認められた新規事業は同一事業でも新規事業として取扱う

（令和2年度配分委員会）

6 配分額の決定について

（1）広域団体への配分率

①原則として目標達成率に応じた配分額とする。

②配分委員会は申請団体の事業内容や募金運動への協力状況等を踏まえて配分額の上乗せを行うことができる。

③先進的モデル事業については目標達成率に関わらず、配分計画案のとおりとする。（100%充当）

（2）地域団体の配分率

①上記の広域団体と同じ扱いとし、原則として目標達成率に応じた配分額とする。但し、関係市町委員会の意見を聴いて配分率を引き上げることができるものとする。

附 則

1 本運用方針は平成31年4月1日から適用する。

附 則

1 本運用方針は令和2年4月1日から適用する。

附 則

1 本運用方針は令和3年4月1日から適用する。

附 則

1 本運用方針は令和4年4月1日から適用する。